

明治・大正期における私立法律学校の 「大学」名称への転換に関する一考察

浅沼 薫奈

Legal Promotion of Private Law Schools to “Universities” in the Meiji-Taisho Period

Nina ASANUMA

はじめに

日本の近代的高等教育機関は、明治期以降に相次いで創設された帝国大学と専門学校との二つの機関を中心にして発展してきた。中でも、明治から大正期にかけて、私立専門学校は最も多くの高等教育人材を輩出してきた。特に私立専門学校が大きな役割を担ったのは、法学分野であった。法整備は明治維新後の日本社会において早急に対応しなければならない課題であったが、明治初期における国内の人材不足は否めず、結果的に英米仏独への海外留学を経た人々が建ち上げた私立法律学校から排出される人材に頼っていたのである。

このうち有力な私立法律学校は、1918（大正7）年12月に「大学令」（勅令388号）が公布されて私立大学が認められるようになると、いち早く大学昇格を果たした。私立大学として最も早く認可を受けたのは慶應義塾大学と早稲田大学であり、1920（大正9）年2月のことであった。これに続く形で、同年4月に明治大学、法政大学、中央大学、日本大学、國學院大学、同志社大学が認可された。この年に私立大学として認可を受けた上記8校のうち、私立法律学校として創設された学校は明治、法政、中央、日本大学の4校であり、早稲田大学も明治期に「私立法律学校特別監督条規」に基づき政府より「五大法律学校」の一つに指定されたことから鑑みれば、私立法律学校の枠にあったと言ってよい。つまり、明治期に創設された法律学校が、大正期に至って認可された私立大学の前身校として過半数を占めたということになる。

では、明治期の私立法律学校の置かれた状況や「私立法律学校特別監督条規」とはどのようなものであったのだろうか。文部省は「東京府下ニ設置ノ私立法律学校ニシテ、適当ト認ムルモノハ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムル件」を発することで私立法律学校を帝国大学総長（兼法科大学長）の監督下に置くことを命じ、1886（明治19）年8月25日、文相森有礼は「私立法律学校特別監督条規」を訓令し、五つの私立専門学校を指定して私立法律学校におけるカリキュラムのひな型を示し、帝国大学に準じたものとするよう命じた。同時に施設設備等の状況についても、「特別監

督」対象とするものとした。このとき指定された五校は、東京専門学校（後の早稲田大学）、明治法律学校（後の明治大学）、東京法学校（後の法政大学）、英吉利法律学校（後の中央大学）、専修学校（後の専修大学）であり¹、優等卒業者に対し判事の無試験登用が認められ、司法官僚への途が開かれることとなった。同年は帝国大学令、師範学校令、中学校令、小学校令が一斉に公布されており、一挙に教育制度の整備が行われた年でもあった。翌年になって文官任用制度（「文官試験試補及見習規則」による）が公布されたことに伴い、1888（明治21）年5月からは「特別認可学校制度」が導入された。これにより指定された私立法律学校のうち「特別認可規則」の要件を満たした学科（課程）に所属した卒業生は、司法官僚だけでなく行政官僚登用の国家試験受験資格をも得ることとなった。行政官僚任用試験である高等文官試験の受験資格を得、また普通文官（判任官）の無試験登用という特権を得ることとなったのである。ただし、特権の付与は先の五校に加え、独逸学協会学校（後の独協大学）及び東京仏学校（東京法学校と合併し和仏法律学校となった後に法政大学）のみで、さらにそのうち要件を満たした学科（課程）の卒業生に対するものであった。続いて、1893（明治26）年には「司法省指定学校」として9つの私立法律学校が選定された。慶應義塾と関西法律学校（後の関西大学）、日本法律学校（後の日本大学）が加わり、判事検事登用試験の受験資格がやはり特定の学科（課程）の卒業生に与えられたのである。ちなみにこのとき、帝国大学法科大学卒業生は司法官試補無試験登用であった。

以上の歴史的経緯から言えることは、同時期の私立専門学校の中心に法律学校があったこと、そしてその発展の軸には国家からの庇護と統制があったということにほかならない。この官僚登用試験制度の特権に加え、在学生に対する徴兵猶予（実質的な徴兵免除）を得ることが、より優秀で多くの学生獲得を可能とすることを含む発展のカギとなっていたのである。こうして生まれた私立法律学校と帝国大学法科大学長との特殊とも言える関係は、その後続く私学と官学との関係性をも暗示していたと言えよう。

一方、1902（明治35）年の東京専門学校の早稲田大学への名称変更を皮切りに、私立専門学校は「大学」名称を冠するところが頻出し、実質的に「大学」であることを誇示するようになっていく。しかし大学令が公布されるまでの30年もの間、大学とは帝国大学、すなわち官立のみであった²ため、「大学」を名乗りつつも、制度上、私学はあくまで専門学校令（勅令61号、1903年）に基づく「専門学校」であった。

筆者はこれまでに、早稲田大学と同志社大学の「大学」名称獲得に関する考察を行い³、その中で、両校の大学昇格構想は創設時からあり、そのため同様に一時的な「大学」名称獲得という経緯を辿りつつも、双方の創立理念の相違から実態としてはそれぞれ異なる選択をしてきたことを指摘してきた。「大学」名称獲得の段階での学科構成には、専門部を残して「大学」となるか、すべて「大学」へ移行するか、創設時からの教育理念を各々強く反映していたのである。そしてまた、大学令による大学昇格のずっと以前、「大学」名称獲得の段階で教育課程の整備がかなり進み完成段階にあったことを指摘してきた。つまり、「大学」名称の私立専門学校は、個々の学校の特徴が最もにじみ出ている時代でもあった。

本稿では、「五大法律学校」として認定され発展を遂げ、いち早く大学昇格を果たした私立法律学校のうち、明治法律学校及び専修学校の「大学」名称獲得過程を比較考察することとする。中央大学及び法政大学その他については次稿で考察対象とすることとし、特に創設及び教育理念の理解と展開、学科課程の変遷に注目し、私立法律学校に見られるそれぞれの特徴が、大学昇格までの道のりにどのような影響・効果をもたらしたのか考察を試みたい。

1. 明治法律学校の設立理念とその特徴

明治初期に創設された私立法律学校は、慶應義塾の福澤諭吉や同志社の新島襄のような一人のカリスマ性を持つ創設者のもとで建てられたのではなく、多くの場合、海外留学から帰国した若手法律家たちの「留学仲間」によって学校設立が図られたという共通性があった。

明治法律学校は、1880（明治13）年12月に設立上申書を提出し、翌年1月より開校した。設立の中核となったのは、フランス留学から帰国した岸本辰雄、宮城浩蔵と、司法省法学校一期生として2人の同窓であった矢代操の三人であった。設立準備期間も短く資金も乏しいなか開設準備は進められ、「明治法律学校規則全」（明治14年）を定め、第一条において「本校ハ内国及ヒ諸外国ノ法律ヲ研究スヘキ専門学校トス」とし、維新以前に多くあった「私塾」という形から脱した、内国及び諸外国の法知識を授ける「専門学校」という新しい形態であることを自認して、私立法律学校の開設が行われた。なお、修業年限は当初2年としていたが、開設後3年ほどして3年と改訂された。この修業年限の延長については、先に述べた「特別監督条規」第二条において、必要な普通学科を修めた者を入学させた上、3年の課程でもって仏蘭西法律科、独逸法律科、英吉利法律科のうち一つの学科を教授するものを対象とすると定めていたこととも関わりがあったものと推測できる。なお、徴兵猶予は創設時より認められていた。

建学理念は、1881（明治14）年の「明治法律学校設立趣旨」に見ることができ、その後の歴史に長く続いてゆく理念の原型が示されている。即ち、「夫レ法学ノ管スル所ハ其区域広漠ニシテ其目枚挙ニ遑マアラス蓋シ之ヲ大ニシテハ社会ノ構成ナリ政府ノ組織ナリ、之ヲ小ニシテハ人々各自ノ権利自由ナリ凡ソ邦国ノ榮譽、人類ノ命脈、皆此学ニ係ラザルナシ」とし、近代国家における法の重要性を唱え、個人においてもまた国家レベルにおいても権利自由の意識を持ち、法について正しく理解しかつ普及徹底させ、「同心協力一校ヲ設立」したことを受けて合議による学校運営を行っていくことが謳われたのであった。こうして、後に「権利自由」「独立自治」とされる建学の精神が打ち出された。とは言え、設立当時の建学理念はあくまでも法学の知識を教示していくこと、それを得ることによって権利や自由の意識や理解に繋がっていくといった文言であった。

ここで、当時の法律学校について確認しておくべきことの一つに、法律学校と言ってもその法学教育の内容には英米法、独法、仏法の三つの流派がそれぞれ確固としてあったことを指摘しておく。司法省法学校は仏法系であったし、フランス留学から帰国した岸本、宮城等によって設立された明治法律学校も仏法系であった。同じく仏法系で明治法律学校と激しい競合関係にあったとされ

るのが1880(明治13)年に設立された東京法学校で、同校は司法省法学校の関係者からの支援があったこともあって発展を遂げ、同じく仏法系として1886(明治19)年に設立された東京仏学校法律科と1889(明治22)年に統合され、和仏法律学校となった。司法省法学校を中心とした仏法系が隆盛を極める一方で、英米法を教授したのが1880(明治13)年設立の専修学校や、1885(明治18)年設立の英吉利法律学校であった。東京大学法学部は英米法系であったため、司法省法学校に対抗する意味もあって英吉利法律学校を大いに支援し、また独法系としては1881(明治14)年に設立された独逸学協会学校を中心に展開されるといった構図となっていた。

さて、明治法律学校の設立当初の教科目について見ていこう。授業は法学に関するもののみで構成され、1年目に法律大意を授けた後、刑法や民法、商法、行政法、憲法、経済学等が行われ、3年間を通じ外国語等の教養科目は置かれなかった。また、2年目と3年目には民事刑事の問題について擬律擬判も行われた。こうして創設から5年間は法律学のみを行う学校であったが、1886(明治19)年からは「我国今日ノ時勢ニ於テ行政学ヲ教授スルノ必要」⁴から、新たに行政学科を設けることとなり、ここにおいて「学科」の概念が導入された。法律学科と行政学科とを持つようになり、それぞれ養成する人材の目的は異なったが、「学力優等」者に対しては二つの学科を同時に研修することも許した。行政学科では憲法、民法や行政法といった法学関係科目も含みつつ、商事、保険、会社、破産、税、理財学等の学科目が置かれた。

この時期の明治法律学校に導入された「学科」(課程)の概念は、重要なファクターであった。「私立法律学校特別監督条規」を見越し、そのための対応であったことは言うまでもない。「特別監督」対象として指定された五校は、それぞれの「法律学」を専攻した優等卒業生に対して司法官僚(判事)への無試験登用という特権を授与された。この制度は、一年半ほどで行政官僚への登用を含む「特別認可学校制度」に取ってかわられることとなる。これ以降、学科(課程)による専攻課程は大きな意味を持つこととなる。「法律学」以外に、「政治学」「理学」の専攻も行政官任用への特権授与対象となっていくからである。明治法律学校の場合は、行政学科が政治学に該当することとなり、後に名称を「政治学部」へと変え発展させていく。一方、詳しくは後述するが、同時期の専修学校の場合を見てみると、経済科を「理財科」と変更して同様に特権が認められることとなっている。明治法律学校における学科制度の導入は、官僚任用制度に対応するものであったと考えてよい。そして「学科」の概念の導入は、その後の「大学」への発展に欠かすことのできない要素の一つとなったことは指摘するまでもないだろう。

2. 明治大学の「大学」名称獲得と大学昇格

私立法律学校の発展の背景に、官僚登用制度があったことはこれまで述べた通りである。一方で、無試験登用と受験資格という帝国大学との決定的な差異も依然としてあった。それが「大学」と「専門学校」との格差であるとするれば、私学は「大学」として認められなければその差を埋めることはできない。私立専門学校の多くは大学となることを望むようになるが、文部省は帝国大学以

外に大学を認めようとはせず、しかし、なぜ認められないのかの法的根拠を持ち合わせていなかったことも事実であった。

そこで、1902（明治35）年に東京専門学校が「早稲田大学」と名乗ることが文部省によって認められたことを先駆けとして、制度上は私立専門学校のままでありつつ「大学」と名乗るところが頻出するようになる。明治法律学校も1903（明治36）年8月に「明治大学」への名称変更が認められた。因みに、それより早く1890（明治23）年には慶應義塾がいち早く「大学部」というものを設けていた。慶應義塾はあくまで「義塾」であることにこだわり校名変更の選択をなさず、それがまた慶應義塾の初期の特性や発展と大きく関わってくるのであるが、それについては稿を改めて言及することとしたい。

さて、文部省は校名変更を認めるにあたり、複数の専攻を持つ専門教育課程の下に一年半程度かそれ以上の予科を設けていること等、いくつかの条件を課していたというのが通説であるが、根拠は定かではない。一方、「大学」名称の容認が行われたのと同時期、1903（明治36）年には専門学校令が公布された。同令によって初めて専門学校群は法上の統制・整備が進められ、それまで私立専門学校とされていた各校は、専門学校令に基づき改めて「私立専門学校」としての設立認可願を出すこととなったのである。「帝国大学令」と「専門学校令」とそれぞれ準拠する法令が別となり、従来までの格差を法的にも歴然とさせた上での「大学」名称の認可であったことは指摘しておかねばならない。とは言え、私学にとって「大学」名称の獲得は、帝国大学令中に示された「国家の須要に應ずる」必要もなく、すなわち理念や教育方針等への影響が少なかったことも事実であった。

明治法律学校の場合、「大学」への転向は設立20年目になって初めて明確に打ち出された。すなわち、1901（明治34）年12月に行われた創立20周年校友総会において、「明治法律学校ハ将来大学組織ト為サムコトヲ望ム」⁵ことが提案されたことに始まる。同窓生等による希望が大きかったことも指摘しておこう。この段階において、明治法律学校にはまだ予科は設置されておらず、翌年以降「大学設立案」や「明治大学創設趣旨」が出され、資金調達や学内組織の整備変更が進められた。1903（明治36）年に設置された「大学創設準備事務所」は同年5月に、名称を「明治大学」とすること、「大学予科」開設は明治37年4月、「大学本科」開設は明治38年9月とする、とした方針を表明した。なお、「明治大学」への名称変更は1903（明治36）年8月25日に認められていることから、通説となっている「1年半以上の予科を持つ」専門学校が認められたわけではないことがわかる。その後に予科・本科あるいは大学部を組織整備していく意思を示すことでも、「大学」への名称変更は認められたのである。いずれにせよ、私学の「大学」名称には明確な条件や既定路線はなく、実績や実態といった諸要素も加味されていたのであろう。

「明治大学」への名称変更は、専門学校令に基き、私立専門学校として「専門学校設立認可願」を提出する際に同時に行われ、「東京府東京市ニ設置セル私立明治法律学校ヲ私立明治大学ト改称シ専門学校令ニ依ルノ件認可セリ」と認められた。「認可願」には「法律経済ニ関スル學術ヲ教授シ及ヒ其蘊奥ヲ研究セシム」とその目的が記され、「名称、明治大学」とした文書が提出された。

以降、新体制への移行は早急に進められ、1903(明治36)年9月には大学予科が新たに開設され、その翌年には予定通り本科の開設が行われた。「高等予科」、法・政・文・商学部からなる「本科」及び「専門科」、その上に「高等研究科」という体制となったのである。専門科は修業年限3年からなるもので中学卒業か同程度の学力のある者が入学できるとして、従前からの生徒は専門科に残るものとした。一方の本科への入学は、1年半の高等予科を経てから入学するかあるいは同等の学力のある者とし、本科卒業後さらに「蘊奥を研究する」者は高等研究科への進学ができるものとした。本科の修業年限は3年で、同卒業者には「明治大学学士」の称号が与えられるものと規定したが、専門科卒業生に対しても「明法学士」という称号を授与するとした。

なお、本科及び専門科における「学部」については、その名称や意味、位置づけが当初より不安定なものであった。「明治大学」として新たなスタートを切った段階では、4つの学部それぞれ本科と専門科とを置くという形式を取っていた。しかし、これでは双方の位置づけが不明瞭であったため、1908(明治41)年に専門科を独立分離して「専門部」とすることとし、本科は「大学部」として大学予科・大学部・研究科といった進級ラインをはっきりとさせた。さらに1909(明治42)年以降は、各学部の名称を帝国大学分科大学にならって、それぞれ「法科大学」「政科大学」「商科大学」と称するようになった。政学部(政科大学)は政治経済学部の源流であり、もともと行政学科で、行政学部・政治学部から政学部へと変遷したものであった。また、商学部(商科大学)は校友実業会からの提案によって開設が検討されたもので、日本社会の時勢において実業教育の要請もあるので「明治大学」への校名変更に合わせて新しく設置したいとする意向を汲み新設されたものであった。文学部(文科大学)は他学部よりも一年遅れで開設された。帝国大学や早稲田大学に厳然としてあった文学部を取り入れ、総合的な「大学」であることを目指したものと思われるが、文学部開設に関する資料は不詳である。

「明治大学」へと変更されると同時に、明治大学学則が制定された。教育や理念にはどのような変化がみられたのだろうか。一つに、それまでは専門課程のみで編成されていた授業科目であったが、大学予科においては基本的に一般教養が導入されたことが学内変化の一つとして注目される。語学教育をはじめとして、倫理や論理、歴史、国語漢学、心理学等といった講義が行われた。これは既存の高等学校のカリキュラムの模倣と見てよいだろう。理念の観点から見てみると、「自由討究の精神」がここに至って全面に押し出されるようになったことがわかる。「学生諸君ヲシテ十分ニ自由討究ヲ得セシメヌ為」に在学期間や休学、退学の選択自由を設定したと謳ったことをはじめ、「自由討究ノ精神ヲ貫徹」するために本科において講座選択制の導入を行い、学生自らに履修講座の選択を委ねた。また、さらに選択科目制や単位制度の原型ともいえる試験方式を用いるなど、帝国大学や早稲田大学等を模倣しつつも独自の「自由討究の精神」に基づいた形態が模索されたことがわかる。

その後、1920(大正9)年4月には大学昇格の認可を受け、法、商、政治経済の三学部からなる大学となった。大学名称獲得時と比較して、単純に文学部がなくなったことがわかる。法学教育から発展した明治大学において文学部が馴染まなかったこと、そのため開設時から入学希望者が増え

ず、第一回本科卒業生を出した1909（明治42）年に学生募集を停止していたのである。文学部再興の希望は一部から出されてはいたものの、学内ではなお少数意見であり、大学昇格時においても復活することはなかった。文学部の再開は1932（昭和7）年まで待つことになる。

3. 専修学校の設立理念とその特徴

専修大学は、前身校を1880（明治13）年に設立された専修学校とし、創設の中心となったのは、法学や経済学を学ぶアメリカ留学から帰国した、田尻稻次郎、相馬永胤、目賀田種太郎、駒井重格等であった。英米法の教授を目的とした私立法律学校で、1886（明治19）年に「特別監督」下に指定されるほどの実力を持ち合わせた法律学校であったが、法学から経済学へと次第に教育の比重を移していったという特徴を持つ。専修学校の開校前、慶應義塾や三漢塾で夜間「間借り」して講義を行うことで実績を重ねて準備を進め、開校後は引き続き田尻と駒井は経済学を、相馬と目賀田は法律学を担当した。

初期の特徴、建学や教育の理念について見てみよう。

修業年限は創設当初2年としていたが、3年後には修業年限3年へ改めた。同時期に創設された他の私立法律学校も、前述の明治法律学校を含めて、創設後間もなく2年から3年へ修業年限を変更している例が多い。法学教育に実質3年が必要とされたということが理由として大きく、「特別監督条規」が修業年限3年と規定したことも、法律学校としての修業年限を3年とするきっかけとなったかもしれない。

専修学校は専攻課程として法律科と経済科の二つを設け、どちらに入学したとしても希望者に対しては二つを同時に履修することを可能とするため、時間差で両科の講義を展開した。設立の中心となった4人を含めて、講師は全員東京大学教授や官僚等の本務を持つ者ばかりであって学内専任教員はおらず、授業は夕方から夜にかけて開講するという夜間学校の先駆けとなった。多くの私学において教員が兼務者である例はよくあることではあったが、専任教員の全くの不在は初期段階における専修学校の最大の特徴の一つであり、その後の発展や展開に大きな影響を与えている。

開講された学科課程表を見ると、語学等の一般教養は一切置かれず、法律科においては法学関係のみ、経済科においては経済学関連の教科目のみが行われていた。創設当時の入学希望者は法律科の方がやや多い傾向にあったが、法律学に加えて経済学を同時に履修することができたことは、専門的知識の広がりをもたらしていた。因みに、初期の授業ではテキストは使われず口頭での講義が行われていたが、次第に講義内容をまとめたものを教科書として使用するようになり、また著名な海外の学問書を翻訳したものなども翻訳・出版するようになった。こうして専修学校から出されたテキスト等の書籍類は、社会からの信頼や需要も高く、現在の通信教育的な意味をも兼ねた先駆的な試みとなった。

開校から6年ほど経て、専修学校は「私立法律学校特別監督条規」によって五大法律学校に指定され、帝国大学総長（兼法科大学長）の特別監督下に置かれることとなった。教育内容や資産管理

状況などについて国家からの直接的な介入がなされるようになった一方で、司法官僚への特典が与えられることとなったわけである。このとき特典が与えられたのは法律科の優等卒業生に対してのみで、同科は学科目を特別監督条規に即して改訂している。なお、同時に経済科も学科目をいくつか改訂した。1888(明治21)年に「特別認可規則」が出されると、経済科の卒業生へも行政官僚への道が開かれることとなった。同1889(明治21)年には経済科を理財科へと変更し、その翌年には政治科を新設、同時に学科目を増設して充実を図った。これ以降、専修学校における理財科は法律科を凌ぐ支持を受けるようになり、受験者数も激増、同校は徐々に経済学の傾向を強めて行くこととなる。一方の法律科は入学希望者の不足により1891(明治24)年度より募集停止処置をとり、以降昭和初期まで再開する目処はつかなかった。また新制度に基づく特権をにらみ設置された政治科も、希望者不足によりすぐに廃止された。残された理財科であったが、しばらくは入学希望者の減少により厳しい状況となったが、明治30年代に入る頃には入学者希望者が増加傾向となってくる。当時の理財科における学科目は、創設当初の経済学のみ構成から転じ、同時期以降は歴史学や帝国憲法、行政学、政治学、民法、商法も取り入れるようになっていた。

専修学校の建学時、その理念は人材の速成、邦語による経済法律の教授を行うこととされた。「創立主旨」の中で、「洋語ニ達シ原書に通ズルニアラザレバ就学スルヲ得ザル」としていた当時の東京大学や司法省法学校等における外国語での専門教育では人材育成に時間がかかりすぎると批判し、専修学校は「専ラ邦語ヲ以テ教授セントス乃先経済法律二科を教授」するものとした。法律学校ではあったが、別に経済学をも「専修」させ、法律学の中で経済学を教えるようなことをしなかったことも特徴であったと言える。専修学校は「経済学法律学専門」の学校であり、「本校ハ邦語ヲ以テ経済学法律学ヲ教授し速成ヲ期ス」⁶学校である、と謳った。いずれも経済を先に置いており、経済学を重視していたとも指摘できよう。なお、これについては、1913(大正2)年7月に「専修大学」と改称した段階で、「本大学ハ法律経済及商業ニ関スル學術ヲ教授シ及其蘊奥ヲ研究スルヲ目的トス」と法律・経済の順に転じることとなる。

4. 専修大学の「大学」名称獲得と大学昇格

1913(大正2)年7月、専修学校は「専修大学」への校名変更が認可された。五大法律学校としてかつてともに特別監督下に置かれた他の私立法律学校が、明治30年代にはすでに「大学」名へと変更していたことと比較すると、同校の「大学」名称の獲得は遅かった。さらに1922(大正11)年5月になって大学令に基づく大学への昇格が認可されるが、これも他の私立法律学校が概ね、1920(大正9)年4月に大学昇格認可を得ていることに比べ、やや遅れをとった。この間の経緯を見てみよう。

前述したように、法律科を一時的に中断し理財科のみの専門学校となった専修学校であるが、その後の経営状況は思わしくなかった。当時、理財(経済)を専門とする学校は他に類を見なかった⁷ためでもある。理財科として特別認可学校の指定を受け特権の授与はあったものの、志願者は減

少したままであった。法律科の停止を行った同時期、1893（明治26）年には特別認可学校から司法省指定学校へ移行したことで、専修学校も指定学校となったが、状況は変わらず、むしろ法律科廃止の余波で学生数の激減に苦しむこととなった。

1903（明治36）年に専門学校令が公布されると、専修学校も改めて私立専門学校としての認可を受けた。この後、社会的な変化とともに専修学校は学則改正をはじめとした整備を行っていく。明治20年代以降は生徒数減の状態が続いていたものの、日清戦争後の高等教育需要の伸びを受けて、経済や商業に注目が集まり、明治30年代に入ると徐々に入学志願者数が増加傾向に転じた。学科目の充実を図り、新設科目として商業実践、殖民政策等を取り入れた。さらに1905（明治38）年からは煙草専売事務員養成所を設け、商科（商業学）を充実させる動きを見せた。ただし、明治大学や法政大学、東京法学院大学（中央大学）のように専門学校令公布とともに「大学」名称を獲得することはなかったし、大学部や大学予科を置くような整備も行わず、相変わらず理材科のままの学校体制であった。

それが1906（明治39）年9月になって、専修学校は大きく学則変更を行う。ここで初めて大学部・専門部・高等予科を設けて学内組織の再整備を行い、翌年以降、校地を拡大し校舎や記念講堂及び図書館の新築増築を行って施設整備に力を注いだ。大学部と専門部とにそれぞれ経済科・法律科・商科を置き、その他に高等予科、高等専攻科、商業実務講習科、財務官講習科を置くものとした。しかし、これらすべてを一挙に整備することは財政的にもかなわなかったし、法律科を復活させたものの、学生数や教室数の不足から高等予科の開設すらままならない状況はつづいた。「大学部」は設けたが、名称を「大学」とする動きはここに至っても見られなかった。なお、このとき高等予科の修業年限を1年と設定したことからも、他大学の状況と比較して「大学」名称獲得はいまだ実現可能な段階になっていなかったと言える。また、商科が設置されたが、これもすぐ希望者不足によって1911（明治44）年には学生募集停止となっている。ただし、専修学校が「大学部」と「専門部」とを併設し、大学予科を設置する体制へ移行する意向を示したことは、この時期に至って将来構想として「大学」を考え始めたと見てよいだろう。

専修学校が「大学」名称獲得へ積極的に動き出すのは、さらに翌年、大正期に至って以降であった。敷地面積や校舎、教室数不足等の施設面の脆弱さを指摘されていた同校は、大学予科や大学部の設置に伴い、全面的な拡大充足の努力を行った。それまでの夜間授業を昼間開講中心へと移行することとし、そうしてようやく1913（大正2）年7月に「専修大学」への校名改称を願い出て、同年同月に認可が下されたのであった。その5年後に大学令が公布されると、専修大学も大学昇格申請を行うが、申請から認可にかけての手続きは、他の私立法律学校に比べ1年ほど遅れた。1922（大正11）年の大学昇格時には、経済学部と法学部とを以て専修大学と認可された。このときに至って専修大学に初めて専任教員が配置された。法学部及び大学予科においては兼任教員が過半数ではあったが、それでも各々教員5名及び18名のところそれぞれ1～4人程度の専任を配置し、経済学部に至っては全15名中兼任者7名に対して専任教員が8名配置されるという画期的な改組がなされた。文部省は基本的に、大学昇格認可に際して半数以上の専任教員の配置を指導していた

が、それを昇格当初から確実に実行できる私立大学は実際には少なかった。その中で、専修大学経済学部は設置時から過半数を満たしていたということになる。

他の法律学校が早々に大学部や予科を設けて大学昇格を確実なものとしていたなか、学内制度や組織の諸整備にやや時間がかかっていたのはなぜか。そしてまた「大学」名称獲得へなかなか踏み出せなかったのはなぜか。一つには、人材の速成や経済社会における実務者育成を教育理念としていた専修学校において、大学予科の課程を含む修業年限の延長を必要とする「大学」名称の獲得は必ずしも得策ではなかったという点が指摘される。夜間開講の授業による社会人教育機関としての存在意義、短期間で専門知識の教授、そしてまた高い教育レベルを保持するために帝国大学等から招聘した兼任教員による授業は、専修学校の特色であった。しかし、前述したように、大学昇格時に至るまで一人の専任教員もいなかったということは専修学校の「大学」への展開に著しい影響を与えたことは否めない。高い教育力を提供することを可能とした一方で、自校の規模拡大や発展には否定的な側面をも持ってしまった。もう一つ、専修学校において根本的な課題となっていたのは、入学希望者の不足による慢性的な資金不足で、「大学」名称獲得への展開や大学昇格への発展、その際の供託金や専任教員の確保に対して、決定的な影響を与えることとなった。

「専修大学」は、教育理念を「報恩奉仕」と位置づけ、「質実剛健・誠実力行」という学風へと繋がっていく。私立法律学校の一つとして誕生した専修学校であったが、創設時より「経済」に重点を置き、大正期以降は特に計理や会計に次第に特性を展開していくこととなった。それは、日本社会への「報恩」の志の表明であった。

おわりに

明治初期に創設された私立法律学校は、1886(明治19)年の「私立法律学校特別監督条規」によって「特別監督」下に置かれて以降、「特別認可学校」「司法省指定学校」として明治期を通じ国家からの庇護と統制の対象とされてきた。官僚任用試験資格や徴兵猶予という「特権」を得ることによる発展と、教育理念確立の時代でもあった。帝国大学と並びうる学校となるべくさらなる飛躍を目指し、私立法律学校は「大学」名称獲得へと乗り出していくが、その際における「選択」を検証していくと、各校の特性や私立法律学校の置かれていた課題が見えてくる。

明治法律学校は「法律学」をもって創設されたが、すぐに「行政科」(政治学)を取り入れた学科構成へと発展させた。どちらを専攻としていても学業優秀であれば法律学・行政学の双方を履修することを許し、専門知識と特権授与の広がりをも可能としたのである。一方の専修学校も、創設時より「経済科」と「法律科」とを同時に履修することを可能としていた。やがて「法律科」は停止状態となるが、「経済科」の特性を伸ばしつつ、学科目として法学や政治学等を取り入れるべく試行錯誤を繰り返した。私立法律学校の発展において、経済学や政治学の展開が大きな意味を持っていたことは、特別認可学校制度において「理財科」に対する特権授与が主に法律学校に対して行われていたことからわかる。

以降、「大学」名称の獲得段階において、その傾向はさらに顕著となる。「明治大学」では「大学」名称獲得と同時に「大学予科」を取り入れ一般教養を行うようになり、「本科」を「大学部」、「学部」、「分科大学」へと次々に名称を変えていくことでその位置づけを「大学」らしくし、また「法科大学」以外に「政科大学」「商科大学」を併設することによって総合「大学」への展開を期すなど、一連の改革が明治末期までに完了していた。実際、大学昇格時の学部構成も法、商、政治経済の三つであって、専門部も含めて大正期大学昇格時に至って組織上の変化はほとんどなかった。一方、専修学校は「大学」名称の獲得が他の私立法律学校に比較して大幅に遅れをとった。人材速成の理念を持っていた専修学校は、大学予科の導入に踏み込まず、財政的な問題や専門教育の理念から学部の増設や専任教員の確保が難しかった。専修学校の理念や存在意義と「大学」名称獲得との間には、いくつかの課題があったのである。

創設時以降「大学」名称獲得に至るまでの段階において、教育理念も確立されていく。明治法律学校においては「権利自由」のもとに広くその理解を展開していき、それが、大学令に基づく大学昇格に至って定着していくこととなる。専修学校は社会的な存在意義から、「大学」名称獲得を機として社会に対する「報恩奉仕」の理念を示し、経済学以外に計理会計学への学問の広がりを見せることとなる。かくして、私立法律学校は「大学」名称を獲得し、大学昇格へ向けて学内組織、学問体系を含み大きく変容し、動き出した。その発展経緯は、各々の沿革史中でも最大の変化を見せた一時期であったと指摘できよう。

本稿は、「五大法律学校」という枠組みから、明治法律学校と専修学校との発展と「大学」名称獲得の経緯を比較、検討してきた。果たして他の法律学校、特に西日本側に設置された私立法律学校や、他分野の私立専門学校はどのような歴史過程を経て発展形成され、「大学」名称を獲得するようになったのか。また、各校の沿革史は自校の発展をどう評価しているか。そうした観点からの私学史研究のより一層の展開が、今後の課題である。

- 1 なお、明治期の「五大法律学校」とするとき、東京専門学校を除き、日本大学を含めて五校とする場合もある。
- 2 1886（明治19）年3月に帝国大学令（勅令第3号）が發布され、東京大学は帝国大学となった。東京大学は1877（明治10）年4月に東京開成学校と東京医学校とを合併して設立されており、その時期を含めれば大学が官立のみであった期間は約40年間であった。
- 3 拙論「私立専門学校の『大学』名称獲得に関する一考察 一早稲田・同志社を事例として一」『大学史研究』第21号、2005年。
- 4 『明学雑誌』第一二号（明治19年1月10日）、『明治大学百年史』第一巻史料篇Ⅰ、101頁。
- 5 『明治法学』第二七号（明治34年12月15日）、同上536頁。
- 6 明治16年10月「専修学校開申書」。
- 7 明治36年度生徒募集広告に当たって、専修学校は、「本校は本邦私立の経済法律学校の嚆矢にして又唯一の経済学校なり」と記している。（『東京日日新聞』明治36年8月25日）。